平成２８年（フ）第５８５号
仙台市若林区蒲町字東４番地の３　ふぁみーる清風館303
破産者　今井　道高
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
金沢市玉鉾２丁目310番地１
破産者　一条　繁
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
石川県小松市北浅井町ほ27番地１
破産者　田中　透
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字公文名510番地の１
破産者　繁野　旬
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
兵庫県西宮市郷免町４番17―104号、前住所兵庫県西宮市津門綾羽町４番28号
破産者　水尾　雅代
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目８番17号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目29番８号　ＡＴ　Ｈｏｍｅ602号
破産者　厚地　貴徳（旧姓平井）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目７番２―506号
破産者　オーガニックショップ水の子キララことアニュー伊丹こと　山﨑　憲一（通称山崎憲一・山﨑謙壱）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番８―401号
破産者　吉野　英司
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目30番４号
破産者　小島　嘉男
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１４号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目31番25号
破産者　小薗ミドリ
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市富松町１丁目18番５号　セシリアコート303号、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目26番33―208号
破産者　村尾　満弘
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番２―102号
破産者　上甲　善行
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０３号
広島県福山市南蔵王町５丁目７番35号　シティハイツフジイ101
破産者　右川　泰弘
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目７番10号　プレジデント皇神宇和島603号
破産者　菊地　正晃
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第４９５号
福岡県中間市岩瀬３丁目６番27号
破産者　行徳　勇雄
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４号
福岡県田川市大字伊田4969番地　松原２区松原団地22―１―５
破産者　宮井　純子
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１６５号
長崎県長崎市江里町14番１号　グリーンヒルハイツ103号、旧住所長崎県松浦市今福町浦免1139番地
破産者　川添　保治
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4472番地
破産者　じゅん美容室こと　入佐　恵子
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係